

令和8年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和8年6月18日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 塚 栄 彦
次長兼庶務係長 都 甲 さおり
総括主幹兼議事係長 水 田 健 二
推 進 員 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画広報課長 丸山野 幸 政
市参事兼子育て支援課長 小 野 政 文
市参事兼健康推進課長 近 藤 直 樹
市参事兼環境課長 塩 崎 康 弘
市参事兼耕地林業課長 川 口 達 也

市参事兼建設課長 馬 場 政 年
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘
情 報 推 進 室 長 瀬 々 賢 幸
地域活力創造課長 矢 野 裕 治
税 務 課 長 瀬 々 信 吉
市 民 課 長 田 中 良 久
保 険 年 金 課 長 香 園 明 臣
社 会 福 祉 課 長 近 藤 保 博
人権啓発・部落差別解消推進課長

甲 斐 繁 彦
商 工 観 光 課 長 井 上 重 信
農 業 振 興 課 長 山 崎 貴 史
都 市 建 築 課 長 近 藤 教 夫
上 下 水 道 課 長 近 藤 毅
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

奥 田 浩 中
会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長

古 澤 英 彦
農業委員会事務局長 東 本 久
消防長 山 田 幸 茂

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己
市参事兼文化財室長 河 野 典 之
学 校 教 育 課 長 板 井 純 子

総務課 総括主幹兼総務法規係長

結 城 健
秘書係長 日 浦 哲 司

○議長（阿部輝之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、市民の声を取り上げまして、この通告表に出しておりますように、今回は、6つの課題で15点について質問をいたします。全部回答をいただきたいんで、簡明な答弁を求めています。

最初はですね、いろんな情勢に伴いまして、今、本当に市民の暮らしや営業に影響を及ぼしていると思ひまして、県下各地の議会でこのことが議論になっているようであります。

3つ質問しますが、1つは、物価高が長く続いておりまして、あとどうなるか分からんような状況で、本当に市民は大変だと思いますが、高市政権は補正予算を組んだと言うけれども、ほとんどが予備費に回っておって、具体的には、ガスや電気料の3か月間の補助金だけというような状況。これでは暮らしは守れません。佐々木市長は、国や政治がどうあろうとも、それにやっぱ対抗してですね、市は市として、市長の考えで新しい支援策を次々打って評価をされてきました。今回もですね、この今の市民の実態から見たら、新たな全市民に対する支援策が必要ではないかと思いますが、市長はどう思いますか。

2つ目には、プレミアム商品券が今回12弾の発行をすることになりました。これもですね、大分県内でこういうことをやれるのは佐々木市長だけです。しかしですね、買えない市民が半数以上おるという実態を見た時にはですね、どなたが買ったか買わないかというのは全部事務局で分かるわけですから、買えない市民に対してはね、何らかのですね、支援策が要る。やっぱりお買物券を支給することによれば、事業者にとってもそれを使ってもらえるということになるから、いいんじゃないかと思うんですが、その他いろんないい方法あればですね、買えない高齢者とか障がい者などなどにね、そういう本当に商品券も買えない方々、その気持ちに寄り添ってですね、何か市独自の支援策を取ってもらいたいと思いますが、市長どうでしょうか。

3つ目はですね、やはり中東情勢の影響を受けてね、原料高が続いておりますし、特にナフサが不足するということで、中小業者の農林業者、水産業者、あるいは、医療業者や介護の業者についてもですね、大変な事態になっておると思うんですよ。よその議会の討論が毎日、合同新聞に載りますから読んでいますけれどもね、もうかなりのところで何か応えております。この近所では、例えば、国東市でも、宇佐市でもですね、新たな支援策を取るようです。高田の場合は、今回は、夷谷温泉とスパランドについては若干助成にすることになりましたけど、その他はないんですよ。だから、その他についてもね、何とか中小零細業者、関係者、全部守ってほしいと思いますが、市独自の対策、市長の見解を

求めます。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） ご質問にお答えいたします。

物価高騰の長期化により、本市といたしましては、国の重点支援地方交付金などを活用しながら、低所得者世帯に市独自で2万円の支援給付金を支給させていただきました。そのほかにも、子育て世帯への支援、小規模事業者や農林水産事業者への支援、高齢者や障がい者の世帯を対象としたエアコンの購入補助など、幅広い物価高騰対策を打ち出してきたところでございます。中でも、プレミアム商品券事業につきましては、市民の皆様の家計の負担の軽減に加え、地域経済の活性化にもつながる大変大きな効果がある事業であるというふうに考えております。

また、これらの対策について、必要な時期を逃すことのないよう、スピード感を持って実施しているところでございまして、その結果、昨年12月に国から配分を受けた重点支援地方交付金、約3億5,000万円の全てを有効に活用している状況でございます。

このような中で、去る6月5日の日に国の補正予算が成立いたしましたして、夏場の電気料金支援やガソリンをはじめとする燃料油の価格支援延長がなされたほか、重点支援地方交付金につきまして、本市へ1,468万7,000円の追加の配分がございました。

議員ご提案の低所得者・障がい者世帯へのお買物券の支給や、また、中小事業者や農林水産事業者へのさらなる市独自支援策を構築するには、十分な配分額ではございません。しかし、今後、有効な活用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

今後につきましても、引き続き、国や県の動向を注視しながら、必要な財源の確保に努め、長引く物価高に適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、暮らしや営業を守る問題で3点質問をしましてね、市長から答弁ありませんでしたけれども、課長からね、これまでどういう事業をやってきたかの概略説明があり、今後についてもですね、検討していくという答弁がありました。

財源論も最後に言われましたけどね、やっぱり財源は、国の補正予算——国が予算組みましたけども

ね、豊後高田に来るのは千ちよっとしか来ない状況ですのね、やっぱりいつでも使える、本当に市民の暮らしを守るだけに使える財政調整基金が約30億円ありますからね、この一部を使ってでもね、今年度新たな支援策をつくって取り組んでももらいたいと思いますが、市長どうでしょうか。

具体的に何をするとはいわなくていいからね、何とか国の金だけじゃなくて、市の財政調整基金も使ってますのね、何らかの新たな支援策を取るという、市長の姿勢を示してもらえませんか。姿勢だけでいいです。姿勢だけでいいです。

○議長（阿部輝之君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 財政課長が現状を説明いたしましたが、その中で国の追加予算も含めてという話でありますので、検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今で9分たちましたんで、今度、ストップウォッチで計ります。

次に行きます。

いじめ、不登校の対応についてであります。

全国の小中学校におけるいじめの認知件数は、文科省の発表で、2024年度で78万人、不登校の小中学生が約35万人と、過去最大となっているのは新聞・テレビで報道されているとおりであります。

私は、豊後高田の2024年の状況がどうかということで、昨年の9月議会で取り上げまして、分かったのは、豊後高田の2024年度の状況は、いじめで言いますと、中学校では過去5年間で最小、一番少ないんです。国のほうは最大、豊後高田は最小になっています。

それから、不登校については、小学校では僅か9人、中学校では19人という報告を受けました。それを聞きましてね、私も会議録読み直してみましたけれども、やはり豊後高田は女子中学生の尊い命を失うような事件がありましてね、その以後というのは、教育委員会が学校に対する適切な指導が続いておりまして、各学校がね、やっぱりそれぞれ校長先生をはじめ、それぞれの先生がね、本当にいじめの問題や不登校の問題ではご苦労してきたと思ひまして、成果が上がってると思います。だから、よかったなあと本当に私は喜んでおりました。それが正直な気持ちです。

今回、Kさんからいじめや不登校の状況について相談を受けましてね、本人からいろいろ聞きました。

学校の状況、教育委員会の取り組む状況を聞いてですね、その実態を聞いてですね、もう啞然としました。えっ、今どきこんな学校があるんじゃないかという感じがですね。

そのKさんの家族は、豊後高田市の子育て——進んでおりますわね。それから、少人数学校で先生の目が行き届いて、もう安心して子どもの子育てができると思って、豊後高田に6人家族で2023年の4月に転入してきたんですと言うんです。お母さんの話によりますと、小学校5年生のときはですね、最初のうちは、子どもが大変喜んで学校に行っていたけれども、途中から死ね、ばかとの暴言、殴る蹴るの暴行を受けてきたと、そのお母さんが私に話しました。それなのに、小学校のときには、とうとういじめと1件も認知をしてもらえない。6年になってようやく2件だけは認知をされたけれども、学校の対応が本当によくないためにですね、子どもが学校に対する不信感を募らせて、精神状態が悪化していったと。学校に行きたくないと言い出して、昨年の2月4日から学校を欠席することになって、診療内科に通院をしていると。医療機関と相談をして、中学1年生の途中であった今年ですよ、今年の2月3日に新しい学校に転校したそうです。ところが、それでも新しい生徒からいじめを受けることになっておりますけれども、その学校でも認知をしてもらえない。少年院に入れるぞと言われたことが本当に怖くて、もう学校に行きたくないと言い出しました。今年の2月18日から欠席をしてるようです。

学校の対応が原因で精神状態が悪化して、自殺の方法まで考えるようになったと。死にたいという気持ちは変わらないと。こういうことが学校に文書で届いてるようですね、お母さんのお話では。そこまでするのに、学校の対応が悪いために、とうとう子どもはもう自殺の方法まで考えることになって、これは危ないということで、入院をさせたと聞いております。で、議会で取り上げてほしいという声が寄せられましたので、私もですね、何よりもかけがえのない子どもの命を守りたいと、こんなことが本当に起こってよいのかと、再発防止をするために今回取り上げることにいたしました。

これから、5点質問をいたします。

この質問をするためには、聞き取りで約2時間かけて議論をしておるんですから、もう答弁はですね、聞き取りのときに言うておりますように、最初の答弁は、教育長はこのことについてどういう認識なの

かね、その認識を原稿なしで、今の気持ちですよ、今の教育長の気持ちを答えてください。短くて結構です。あと、問題がなければですね、再質問をもう短くて済むと思うんですけども、いろんなことを言えば、それに具体的に再質問することになりますので、長引きますので、それは結構です。いいですか。

1つはですね、この生徒が長期間不登校になっていますわね、小学校と中学校でですね。これは、原因をどのように、今、認識しておりますか。もうほんの短くていいです。それからですね、学校の対応が適正だったと思うのか思わないのか答えてください。

2つ目は、この生徒の保護者は、学校や教育委員会の対応がなかなか納得できない、適正と思えないということで、文科省に相談をしてるんです。それも詳しく聞きました、内容を。そして、今年の8月13日に教育委員会に、小学校時代のこのいじめは、重大事態に値するんじゃないか。ぜひ重大事態として取り上げてほしいと、6件のいじめの概要を記載した申立書を出していますね。その写しを私ももらっています。それに対して教育委員会はどうか対応したんですか。その対応があまりにもひどくて、保護者は憤慨をしています。私はその憤慨することになったことを具体的にどういうことかを聞いているんじゃないですよ。今からが質問なんですよ。そのことで、教育長がですね、この文科省の指導を受けて文書まで出したのに、その取扱いが適正であったと思うのか思わないのか答えてください。

3つ目はですね、この生徒は中学1年になって、今年の2月6日から新たないじめを受けています。保護者は何度もいじめと認定をしてほしいと、学校——校長にも何度も会ってお話をしています。しかし、いじめと認定しない理由については、なかなか私が聞いても分かるような説明をされてないようですね。文書説明を求めているけれど、文書でも説明をしていないです。だから、怒るのは当然だと思います。それでですね、私が聞きたいのは、よその学校ではね、こういう案件があったら、いじめと認定をしてると思うんですよ。国の方針も市の方針でもありますよ、早期発見、早期対処。早期発見、早期対処、組織組んで対処するようになってるでしょ。ほかの学校は全部してると思いますよ。私はそう信じています。なぜこの学校だけが、この問題をいじめと認知しないですね、こういうことになったのか。学校がい

じめと認知しないことが正しいと思うのか思わないのか、教育長の見解を求めます。

4番目はですね、結論的なことなんですけれども、私は、このいじめを受けた生徒、それもですね、いじめた加害者が悪いとか、担任の先生が悪いとか、校長が悪いということを追及してるんじゃないんです。子どもの話を聞きましたけれども、自分がいじめられたことも大事だけど——ショックを受けてるんですけどね、それよりショックが大きいのがね、何で学校に言うても、教育委員会に言ってもまともに答えてくれないのか、子どもに寄り添った回答してくれないのかと。そのために病状が悪化して、もう学校に行けないとなってるでしょ。だから、いじめた本人が悪いとか、親が悪いとか言ってるんじゃないんですよ。あるいは、担任の先生が悪いとか言ってるんじゃないんです。何で教育委員会は、そういう事態に対してどういう、どういう適切な、適切な指導をしたかどうかですよ。ここ、今、質問はここですよ。その学校に対する教育委員会の指導は適正であったのかなかったのか答えてください。

ほかの学校では、こんな事件は起こってないですよ。何でここだけ起こってんのか。それに対して、教育委員会は本当に指導したのか伺いたいですよ。だから、指導があったのかなかったのか、はっきりさせてください。

そこで大事なことで、解決策としてはね、私なりに勉強させてもらいましたが、やはり今、私が取り上げたことが本当かどうかというのは、調べてみないと本当のことは言えませんわね。それはいいと思うんですよ。だからですね、この案件は重大事態の扱いにさせていただいてね、市も条例をつくっておりますから、第三者委員会の先生方による調査委員会を立ち上げて、そこで公正な審査をしてもらうことがこの事件の解決につながるし、二度と再びこういう事件を起こさない。再発防止になる道。だから、一言で言うなら、この今度の案件でですね、この案件は重大事態の扱いにしてもらって、第三者委員会の調査委員会を立ち上げてもらいたい。教育長の見解を求めます。

最後、6項目めは、本市の小中学校のいじめ・不登校の実態と解消状況について。

これは、10年間の状況が資料で示されております。この数値を読み上げてくれと言ってるんじゃないんです。このね、今の実態を見て、解消状況を見て、答弁はですね、教育長がどういう認識なのかと。私

は豊後高田の取組をこれまで評価してきたんです。評価できる状況ならば状況でいいんです。ありがたいんですけどね。その状況を自分がどのように認識してるという、教育長の認識だけでいいです。

答弁は、6つのことに対して、ものの2分もかからんでできると思いますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 学校教育課長、板井純子君。

○学校教育課長（板井純子君） 大石議員のいじめ・不登校の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、生徒が長期間の不登校になっている原因と学校の対応についてですが、一般的な認識として申し上げれば、(○16番（大石忠昭君） 認識を聞いてるんですよ。認識を聞いてるんですよ) 不登校に至る背景には、学校生活における人間関係や環境の変化、心身の健康状態や家庭環境など、複合的な要因が絡み合っているケースが多いと認識しております。

個別の事案ではございますが、本市教育委員会及び学校が、これまで、当該児童生徒や家族に対していかに寄り添い、具体的かつ組織的な対応を重ねてきたかという客観的な事実の経過につきまして、お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと存じます。

まず……。 (○16番（大石忠昭君） ちょっと議長、議長。ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。議長ね、私の質問に答えさせてもらえませんか。経過説明求めてないんですよ。そんなことしよったら、再質問できないですよ。そんなこと聞いてますか。再質問でそれをね、問われたときに答えてください)

○議長（阿部輝之君） 答弁を続けてください。 (○16番（大石忠昭君） 私は教育長ですね、認識を聞いてるんです)

○学校教育課長（板井純子君） まず、令和5年度におきましては、学校現場から教育委員会に対して、当該児童に関わるいじめの報告は上がっておりません。また、当時、当該児童の保護者様からも、学校や教育委員会に対して、いじめの被害に遭っているといった趣旨の訴えやご相談はなされておられません。

次に、令和6年度に学校が認知し、教育委員会へ報告のあった2件の事例についてでございます。

1件目は、令和6年11月、児童間のからかいに端を発し、お互いに暴言を発した後、(○16番（大石忠

昭君) そんなこと聞いてないですね。そんなこと聞いてないですよ) 双方で身体をたたき合う事案が発生いたしました。

2件目は、同じく令和6年12月、雑巾の投げ合いから追いかけ合いに発展し、相手方児童から頭部をたたかれたというものでございます。

これらに対し学校は、児童双方からの聞き取りの上、相手方児童からの謝罪が行われ、子ども同士の間では解決が図られたところでございます。また、相手方保護者様からも、当日のうちに、当該ご家庭へ直接の謝罪に赴くなどの対応が行われております。

その後、登校への不安が生じた際にも、学校は決して放置することなく、ご家族との電話や面談を重ね、休み時間や隙間時間における教職員による見守りの強化や、よりよいコミュニケーションや感情コントロールを学ぶためのソーシャルスキルトレーニング等の人権学習を行いました。さらに、冬休み期間中には、計3日間にわたり、1日2時間程度の個別補充学習を実施し、欠席された分の学力保障に努めました。また、学校側の対応において、保護者様に寄り添えきれなかった部分については、学校長より当該児童及び保護者様に対して真摯に謝罪を行っております。

こうした取組の結果、冬休みの新学期におきましては、当該児童は休み時間に友達と仲よく遊ぶ、笑顔で学校生活を送っております。また、スケート遠足においても、周囲の児童と一緒にトラブールなく楽しく活動している様子も教職員が確認しており、学校としては、少しずつ安心感を取り戻してくれているものと受け止めておりました。

その後、令和7年2月4日から欠席が続くこととなり、当該児童が欠席される期間におきましても、学校側は家庭への連絡や訪問など、対話を粘り強く継続してまいりました。

その後、令和7年4月に進学された中学校におきましても、学校は当該生徒が安心して学習に励めるよう、ICTを活用したZoomによるオンライン授業の配信、校内における別室登校の環境整備、放課後の丁寧な個別補充学習、また、教育支援センタービリーブへの通級支援の提案など、一步一步寄り添った具体的な支援策を提案し、実施してまいりました。

こうした丁寧な伴走型支援の結果、2学期からは少しずつ対面授業が受けられるようになり、周囲の友人関係も順調に広がり、徐々に新しい学校生活に慣れていく姿が見られ、教育委員会としても大変う

れしく見守っていたところでございます。

その後、家庭のご都合により、令和8年2月に現在の新しい学校へと転校されましたが、ここでも学校は適切に対応しております。登校が始まった間もない2月13日の放課後、児童生徒間のトラブルが発生した際にも、学校現場は即座に動き、当日のうちに、関係児童生徒双方からの聞き取り調査を実施しております。翌々日の登校時におきましても、心配した教員が直接、大丈夫だったと声をかけた際には、本人から、全然大丈夫ですとの前向きな回答を得ており、通常どおり授業を受け、昼休みには、周囲の友人と笑顔でバレーボールを楽しむ様子を教職員も直接見聞きし、安心していただいておりますが、その翌日……。

○議長（阿部輝之君） 答弁者をお願いいたします。答弁が少し長いのではないのでしょうか。大石議員が求める本件の（○16番（大石忠昭君） 認識を聞いちゃるわけよ。教育長の認識を聞いただけで）教育長の見解の答弁に、一定の状況説明は必要だと思えます。（○16番（大石忠昭君） 議長から注意を受けてるんですよ）よろしくをお願いします。

○学校教育課長（板井純子君） はい。分かりました。

その後、再び欠席が続くこととなり、保護者様よりいじめの重大事態であるとの主張や、後日診断書が提出されたところでございます。

本市としては、これまでも最大限、生徒及び保護者様に寄り添って対話を重ねてまいりましたが、現在は、ご家族の思いやご主張を真摯に受け止め、外部の専門家や有識者等第三者で構成される豊後高田市いじめ対策委員会を開催し、第三者の客観的な視点から、今後の進め方について専門的なご助言をいただいている最中でございます。

今後は、この第三者による専門的な助言の下、法に基づき、より客観的に適正な手続を進めてまいりたいと思っております。

今後とも、児童生徒間のトラブルが発生した際には、個々の教職員の経験則や主観に頼るのではなく、学校長を中心とした組織として、迅速に漏れなく初期認知を行う体制を徹底し、また、事案が長期化・複雑化する前に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会福祉・医療等の専門機関と連携し、学校現場を孤立させないサポート体制を構築してまいりたいと思います。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 教育

長、答弁ないですか。答弁せんと悪りいちゃ、そりゃあ）

○議長（阿部輝之君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それじゃ……。

○議長（阿部輝之君） 教育長、演台でお願いいたします。（○16番（大石忠昭君） 教育長に質問してるんですよ。課長に質問したんじゃないんですよ）

○教育長（河野 潔君） 現在、いじめ防止対策推進法に基づいて、第24条に基づきまして調査審議中であります。

それで、個別の問題につきましては、答弁は差し控えさせてもらいますけれども、今、大石議員が指摘したように、大体、豊後高田市もですね、いじめ認知が大体300件前後ぐらいで推移をしています。その都度、丁寧にいろいろな関係者から聞き取りをしながら、そして、いろんな関係機関と連携をしながら進めて、そして、解消を図っているところであります。いじめ重大事態とか、いじめ問題、そしてトラブル、軽度ないじめ、いろいろいろいろありますけれども、そういうこと、やはり私は常に、そこには児童生徒が中心でいなければならない、あらなければならないと思っています。大人たちのところでのいろいろなこういう協議も必要なんですけれども、子ども同士が教育の場で、どう解決できるのかということ、ここに重点を置かなければならない問題だと思っております。

教育的な解決を図ることを中心として、そして、私たちでできる限りの最大の努力をこれからもしていきたいと、そう思っているところであります。そういう視点で、2013年に成立いたしましたいじめ防止対策推進法の第24条に基づきまして、豊後高田市いじめ対策委員会の下で、現在、調査・審議をしておるところでありますので、何とぞご理解くださいますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんのでね、私は——学校教育課長が答弁が長すぎて、議長から注意されました。これまで長いこと議員をしておりますけど、議長からああいう形で注意されたのは、あなたはやっぱり歴史に残りますよ。今度あなたに向けて私がまた質問を後からしますから、そのときは答えてくださいよ。

最初は、教育長に質問します。

子どもの不登校が、全国で、この10年間で3倍に

急増をしています。共産党中央委員会ではですね、専門家などを集めたり、集まってもらって何度も会議をしましてね、やっぱこの不登校対策の提言をうたいました。一言で言うならね、不登校の生徒に対する支援の基本というのは、何よりも子どもがどういう形で傷ついてるのか、ここが原点なんだと。子どもに寄り添ってよく聞くことから始めないかと。そして、学校に來い來いじゃない、勉強しよしよじゃないでね、本当に休息を取らせる、回復するためには保障せないかんというのが原点なんです。大事な点はですね、いじめや不登校に悩んでいる子どもたちの親が安心してもらえるような学校の支援が求められていると思うんです。

で、結局ですね、今度の子どもの——実は、そこで言いますとですね、私は、不登校というのは子どものせいではないと思うんです。それぞれの不登校になってる子どもたちは、様々な理由で心がやっぱり折られた状況になってると思うんですね。だから私は、今回の取り上げてる問題について明確にしたいんです。いいですか。

今回、私は、子どもからの意見を聞きました。親からも意見を聞いたんですけどね。やっぱりいじめられた衝撃も大きいけれども、いじめられた衝撃よりは、学校の対応、教育委員会がどういう対応をしたかというのを子どもも全部分かっておりました。その学校や教育委員会の対応に心を打たれてるんですね。ここが問題なんです。これを私が直接聞いてみて、子どもや親から聞いてみて、そういうように受けました。私も受けました。

それでですね、私は私なりに勉強させてもらいました。ここにいろいろ持っておりますけどね。例えば、このいじめ防止のための法律にしても、あるいは、市の基本方針や学校がそれぞれ定めてる基本方針も読ませてもらいました。最近ではですね、やっぱりいじめが重大事態が増えておるということで、文科省のほうで昨年の6月8日に、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインというものが出されております。そして、今度は通達が出されております。通達の冒頭に何ち書いておるか。いじめられた対象児童や生徒に寄り添った対応をお願いします。全ての学校に徹底しよという通達ですね、これ。

これ読ませてもらってね、あるいは、今度は、子ども家庭庁ができましたわね。家庭庁と文科省で共同して出した文書がある。これも参考になりますね。非常に参考になりました。なるほどと、すごいなと

思いましたよ。これらの文書が本当に学校現場に徹底しておれば、ここまでですね、子どもが自殺したいということまでは追い込まれてなかったというように私は思えてなりません。思えてなりません。私もこんなことを議会でやりたいことはありません。私は、教育委員会の取組を評価してきたつもりです。何でこんなことになったかなんですね。

私なりに研究してみましたらね、市内の多くの小中学校は、こんなことにはなっていない。やっぱりこういうね、方針——法律や方針に基づいて的確に取り組んでいると私は今も信じています。しかし、特別の学校だけは、いくら方針が正しくてもですね、職員が足らないと。もうこのままでは、もう子どもの面倒まで見れん、寄り添えないという状況があるんかなあと疑問を持ってるんです。そこに問題があるんならね、職員を増やしてもらいたいんですよ。

だから、いいですか。これ教育長に聞きますよ、今度の場合はね。あとは課長に聞きますからね。

私が言うように、こういう最近の文書が学校現場まで周知をされているのかどうなのか。

それから、指導に当たってる学校教育課長をはじめ皆さん方は、この内容を熟知をしてお母さん方の相談に適切に応じていると言えるんですか、言えないんですか。いや、実は、熟知をしておるし、指導も徹底しておるんだけど、学校現場で手が足らないと、授業に追われ大変なんだということで、やっぱり職員が少ないことが原因なら原因でもいいんです。私は分からないから聞いてるんですけど、その点について教育長の認識を聞きます。短い言葉で結構です。

○議長（阿部輝之君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、大石議員のご質問にお答えをいたします。

現在、豊後高田市で県費の負担教職員が約200名おります。そして、それを支える様々な学校関係者が約100名程度います。そして、その中には、今、議員がご質問されたような専門家の方たちもたくさん配置をしているところであります。そういう中で、いろんなことを丁寧にも解いて、そして、必要があれば、そこからいろんなところと結びついて、年間300件余りあるこのいじめ問題、そして、不登校の課題、こういうのも——不登校の部分につきましては、豊後高田市教育支援センタービリーブというのがありまして、そこに二十数名の子どもたちが所属をして、そして、学校に行くまでの蓄電、エネルギーを

そこで得て、そして、それぞれの学校に返すような、そういう状況を現在つくっているところでもあります。

そういうことで、いろいろ課題追求をすれば、いろいろな課題もありますけれども、一つ一つ着実に解決をしながら前に進んでいると、私は認識をしているところであります。

また、これから子どもを中心に据えて、これから未来ある子どもたちが、そこで傷ついて、立ち直ることのできないような、そんな状況だけは決してつくってはならないと、そういう気持ちでこれからも教育行政を進めていきたいと思っておるところであります。

以上であります。(○16番(大石忠昭君) この私を取り上げたこの通達は、学校に、現場に行ってるんですか。周知してるんですか。してるんですか) 今ですね、その問題につきましては、いろいろな技術が進んでおりまして、現時点で、私が知る範囲でしっかりと通知ができていますと、そして、それについて論議ができていますと、そう思っています。

○議長(阿部輝之君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 次の2項目めに行きます。もう時間がないけどですね。困ったなあ。全部最後までやりたいんですけどね。あと短く答えてもらえませんか。

2つ目の問題はね、去年の8月13日のことなんです。

今、課長から長々弁明がありましたけど、弁明を聞いてるんじゃないんですよ。本人は文科省の指導を受けてですね、どうしても——あなたが係長時代のことなんです。係長が、あなたのことなんです。よ、この問題は。

相談を受けたけれどもね、もう相談も何もないと。重大事態じゃないんですよと突っぱねてるでしょ、一言で言うたら。文科省のほうからそうじゃないと、文書を出しなさいということで、文書を出してですね、その文書はいつ受け付けたんですか。そのときの状況は、あなたのほうから録音をさせてくれ、録音を全部しとるでしょ。この保護者から、文科省から指導を受けてやってることは、上司——課長や教育長まで伝わってるんですか。そのあなたが録音した内容が伝わってるんですか。何のあなたの——係長の権限でですね、重大事態じゃないと突っぱねたんですか。そのことに一番怒ってるんですよ。それはいつか、何か県の教育委員会から最近指導されて、

また、保護者に謝罪をしているようですね。その謝罪の内容、誰と誰かからこげ言われたから謝罪いたします、今頃——7か月後に謝罪をしてきてますね。それは事実でしょ。だからね、何を私が言いたいかっていったらね、係長の段階でね、保護者から相談を受けたらね、相談内容は持ち帰って、上司とも協議をして、共通理解をしてですね、ちゃんと返すのが係長の仕事じゃないんですか。それを突っぱねてるでしょ。そんだけ文科省の指導を受けて、文書を出しても、それで、基づいて対応してないでしょ。それは、謝罪ぐらいで済む問題じゃないでしょうが。そのことについては、あなたはどうか考えてるのか。

また、教育長が全部知っておったのかどうかはつきりさせてください。これは大事な問題ですよ。教育長、知ったんですか、このことを。

○議長(阿部輝之君) 学校教育課長、板井純子君。

○学校教育課長(板井純子君) 大石議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘にありましたとおり、昨年8月13日、いじめ重大事態に係る申立書というものを当該保護者様からお預かりをいたしました。保護者様からお預かりした際には、この書類の趣旨についての特段の説明はございませんでした。そのため、お預かりした写しを精査いたしましたところ、これが文部科学省のガイドラインに別添されているいじめ重大事態に係る申立書ということで、意図としましては、学校側が知り得ない情報を共有するための資料であることが判明いたしました。

これを受け、教育委員会としては、記載された内容を学校現場と共有・確認するため、情報提供の資料として受け止め、在籍校に対して内容の確認を行いました。しかしながら、当時、お子様の学校への登校状況が安定していたこと、また、保護者様側から書類の写しをお出しした件について、その後どうなっているかといったお問合せも一切なかったことから、(○16番(大石忠昭君) 議長、今の答弁、私の質問に答えてないですよ。そんな説明受けてるんじゃないんです。私から質問されたことを答えてください)

○議長(阿部輝之君) どうぞ続けてください。(○16番(大石忠昭君) 答えてないじゃないですか。私の質問に全然答えてないじゃないですか。説明なんか求めてないですよ)

○学校教育課長(板井純子君) 保護者様への連絡が遅くなってしまいました。この点については、大

変ご不快な思いをさせたというところで、謝罪を行っているものでございます。

以上です。(○16番(大石忠昭君) 全然違いますよ。ちょっと休憩取って、私の質問に答えたか、答えてないですよ、教育長。あなたの権限で断ったというか、止めてください、もう時間がないから。時間がないから止めてください。今の答弁になってないです)

○議長(阿部輝之君) ただいまの答弁で、答弁ができています。○16番(大石忠昭君) 答弁できてないんですって。私が質問した内容を整理してください(「議長に従わな」と呼ぶ者あり)(○16番(大石忠昭君) 議長に従いますけど、議長は私が質問したのわかりますか。質問したこと一言も答えてないですよ。教育委員会の……) 質問を続けてください。(○16番(大石忠昭君) 答えてないと答えさせてください。私の質問に答えてないちゅうことを言ってる。経過を聞いてるんじゃないですよ。ちょっと休憩取ってください、議長からも。休憩取ってください。ちょっと時間がもったいない、休憩してください。それは大事な問題です)

しばらく休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時49分 再開

○議長(阿部輝之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長、板井純子君。

○学校教育課長(板井純子君) では、改めて説明させていただきます。

先ほども申しましたが、受付——いただいた日時については、昨年の8月13日でございます。また、上司に確認をするために写しのほうをいただきましたが、先ほど申し上げたとおり、当時の課長、教育長とは相談をしております。また、内容については、先ほど答弁申し上げましたが、情報提供の資料として受け止めておりましたので、その後、在籍校に対して内容の確認を行っております。

以上です。

○議長(阿部輝之君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) もう話になりません。時間がないんでね。私は、いろいろ質問項目を出していますからね。いいですか。

教育長、4項目の再質問をします。

今、いじめ対策委員会を開くということは分かったんですけども、私が要求してるのはね、文科省や

県教育委員会の見解ではね、いいですか。重大事態というのは、法律の第28条にありますね。それから見たら、今度の案件は、命の別状にあるところまで発展してる事件なんですよ。もう一つは、30日以上不登校になってる事件なんですよ。だから、それから見たらね、重大事態として扱って、市の条例に基づいて第三者委員会を立ち上げてね、徹底して調査をすると。その中で問題が明らかになると思うんですよ。それが再発防止につながりますから、その第三者委員会を立ち上げるということをしてもらえませんか。答弁を求めます。それ以上、これができるばもう質問しません。

ちょっと、教育長に答弁させてください、こういう問題は。検討もできませんか。第三者委員会を立ち上げること、文科省はそう言ってますよ。

○議長(阿部輝之君) 教育長、河野 潔君。

○教育長(河野 潔君) 先ほども答弁をしましたように、いじめ防止対策推進法の第24条に基づいて、そして、豊後高田市いじめ対策委員会で検討をしてもらうわけですから、その中で重大事態かどうかということも含めて、そこで専門的な知見の中から結論をいただきたいと、そう思っているところであります。

以上です。

○議長(阿部輝之君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 時間もありませんのでね。そういう方法でやっていただきたい。前は、1年に2回も対策委員会を開いたことがありますよね、今回、いつ開くんですか。いつ開いて、なるべく早く結論を出さないと、本人、命に関わる問題ですからね。それは、学校の対応や教育委員会の対応に問題があって、命に関わる問題に発展しとるんですよ。だから、いつまでにその対策委員会を開いて、私の言う第三者委員会を立ち上げるかどうかという結論が、いつまで出したいと思うのか、教育長の見解を求めます。

○議長(阿部輝之君) 教育長、河野 潔君。

○教育長(河野 潔君) もう既に対策委員会は開催しておりまして、(○16番(大石忠昭君) 結論、結論) 具体的に、それぞれの専門分野で既に調査に入っているところであります。ですから、これは、それぞれの知見の中で、専門分野の中で、これから関係者のヒアリングもしていくわけでありまして、そして、その都度都度全体で共有化しておきたいようなことがあれば、そこでまた全体の会議も進めて

いくということになりますので、現時点で何日にそれを開くというよりは、それぞれの知見に基づいて、それぞれ必要なヒアリングを進め、調査・研究をしていくということになります。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） なるべく早く結論を出してですね、第三者委員会でやっぱり徹底した調査をしてもらって、やっぱり早く子どもが立ち直ってもらえる安心・安全な学校に回復してもらいたいと思いますしですね、もう再発防止に向けて教育委員会挙げて努力してもらいたいと思います。この問題をまた、次の9月議会でも取り上げたいと思います。

それでは、次に行きます。

あと9分しかないんですけども、なるべくですね短い答弁で、あとの残りを全部答弁していただきたいんですよ。

3項目めは、移住定住対策についてであります。

市長は、今度の議会の冒頭で、もう移住者が9年間で2,531人あったとね。それを私は評価してきました。それが今の人口の12%と分かります。その人たちがですね、全部豊後高田に定住してもらったら本当にありがたいし、特に若い人がね、定住していただければありがたいんですけども、その移住者が全員定住できるような新たな対策が要るのではないかと思います。新たな対策を、市長、何かあったら言ってください。もう市長がなかったらなかったでいいです。新たな対策。

そしてね、この2,531人の中で、もう実際は、実は、もうよそに転出したんだという人が何人ぐらいというふうに想定してるんですか。なるべく豊後高田に居着いてもらいたいと思うんで、その何か新しいことを、市長、何か提案してもらいたいと思いますが、どうですか。それだけでいいです。ほんの一言でいいです。何十秒でいいです。答弁、何十秒でいいです。何十秒の答弁でいいですよ。

○議長（阿部輝之君） 地域活力創造課長、矢野裕治君。

○地域活力創造課長（矢野裕治君） 移住定住対策についてお答えをします。

まず、移住者の現状でございますが、令和7年度に本市に移住支援策を活用して転入された方は100世帯202人でありまして、7割を超える方が40代までの子育て世代層となっております。

そうした中で、このことは、やはり本市の全国トッ

プレベルの子育て支援をはじめとする様々な移住施策や自然豊かな環境に魅力を感じ、全国の自治体の中から本市を選んでいただいているものと考えております。

次に、定住対策についてでございますが、移住の決め手には、住居のみならず、子育てや就労などの支援が総合的に用意されていることが重要な要素となると考えておりますので、引き続き、これらの支援を充実させ、広くPRしながら移住定住につなげていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 全部質問をしたいんですよ。もう答弁がね、教育委員会の答弁が長過ぎたためにこういうことになってますからね。質問された部分だけ答弁させてもらえませんか。ご協力お願いします。

4番目は、新しいごみ処理場に持ち込むごみの手数料の問題です。

これまで草地のごみ処理場に持ち込んだごみは、一般ごみでは100キロ未満までは無料でした。本当に皆さんありがたかったんです。

今度はですね、例えば、香々地や真玉の人が宇佐に持ち込む場合には、距離が遠くなった上にですね、100キロまでが無料であったものが、今度は440円になろうとしています。これは市長ね、市長は今まで、永松市長時代は、あの新しいごみ処理場は240億円で大変なこっちゃと、何とか安くせんと努力をしてきました。あるいは、今度の運転の運営管理費についても何とか安くしたいということで、宇佐の市長と戦っています。そういうことは全部分かってるんですよ。そこまで維持費を安くしようと考えてるのにね、何で今まで無料やったものが、一遍に無料から440円になるか。これ合点がいきません。市民を守るためにですね、これは、私は法律調べてみましたけれども、これを有料にしなければならないという法律を私は探すことができませんでした。ぜひですね、今までどおりに——一般ごみですよ、事業系ごみを言ってるんじゃないですよ。一般ごみは無料を続けてもらいたいと思うが、どうでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（阿部輝之君） 環境課長、塩崎康弘君。

○市参事兼環境課長（塩崎康弘君） それでは、新ごみ処理施設持込みのごみの使用料についてお答えいたします。

現在、宇佐市に建築した宇佐・高田・国東広域事務組合クリーンセンターへの豊後高田市内からの家庭からの持込み使用料については、これまでどおり100キログラム未満は無料、100キログラム以上については、搬入量に応じた使用料が徴収されています。

来年4月1日からのごみの持込みの使用料については、本年5月に開催されました宇佐・高田・国東広域事務組合の臨時議会により、一般廃棄物処理施設条例の一部改正案が提案されまして、全ての搬入量に対して3市同一の使用料を徴収することについて可決されたところでございます。

宇佐・高田・国東広域事務組合につきましては、3市で構成されておりますので、排出者負担の公平性の観点から決定されたものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、また状況説明がありましてね、全部私は知ってます。これは、広域圏の事務組合でね、条例が決まったんだということですよね。今までは市町村の条例で決まったことに基づいて、今現在、高田もやってるわけですよね。それも分かってます。

私が聞いているのはね、条例で高田でも、今度、宇佐の処理施設条例で決まったんだけど、広域圏のね。その分を市が持ちさえすれば、市民の負担はゼロでいいわけでしょ。

市長が市長選挙のときに折り込みしましたビラがここにあるんですけどね。市長というか、後援会で出してますね。これによりますと、草地のごみ処理工場の維持修理工場については見直しをしたためにですね、永松市長時代に比べてみたら、8年間だけでも4億5,800万円削減したと書いてるんです。実績を書いているんですよ。この関連だけです。今度是有料化することによって、年間何千万ちゅうことじゃないでしょう。何百万以内に片付くことなんですよ。それはですね、住民サービスの立場からはね、今、現在持ち込んでるのは無料なんですよ。それと同じ方法をね来年4月から取るべきと市長思いませんか。市長は、その市民の声に答えるべきじゃないんですか。どうなんですか。財源はあるじゃないですか。

これ答えんやったら、市民は怒りますよ、市長。ちょっと待ってください。待ちないちゃ。市長の見解じゃねえかい。検討できんですか。

○議長（阿部輝之君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 現状は豊後高田市は無料ですが、国東市のほうも——3市の市長で国東市のほうも1年をかけて有料にするということで、豊後高田市だけがしないという訳にはいかないという現状であります。

それと、宇佐市は有料でありながら豊後高田市が無料ということでは、公平性からすると、3市の組合としては、市民の立場からすると宇佐市は有料、豊後高田市は無料、こういうことになりますと、宇佐市のほうが不満が出てくるんで、合わせてほしいという要望が出ておりました。その時に国東市は、じゃあ、その方向で1年かけてやりますという状況になりまして、私のほうはやりませんという訳にはいかないということで、議会にかけまして承認をいただいたところであります。

ただ、一つ大きな問題があるんです。宇佐市の立場は、いろいろな理由をつけて、入札をしなくて現状の価格を維持すると。10年前に決まった日立の単価でいきますと、責任者は年間1,000万円です。機械のオペレーターは約950万円ぐらいです。そして、ペットボトルを仕分けする人は450万円です。実質はその半分です。しかし、宇佐市の考え方は、入札をしないでいくと。そして、今現状は職員が33人です。それを45人にしようと。そうなりますと、今、全体で20年間で60万円が88万円になるんです。28万円宇佐市は上げる方向で事務局と宇佐市の市長の動きで動いております。そういう意味で、市民の負担が約倍になるのに、しかし、10年前の単価でも、実際、国東市、豊後高田市、宇佐市の旧プラントは、実質単価はその半分です。そういう不当な言い分で時間がたって、妥結してこなかったのが現状であります。私は……。

○議長（阿部輝之君） 市長、時間もなくなりましたので、簡潔にお願いします。

○市長（佐々木敏夫君） 市民の負担をそれだけかけるのは、不穏当なやり方だと抵抗いたしております。

以上です。（○16番（大石忠昭君） 議長、あとです。答弁が長いため、あとのことはやれなくてね、市民には申し訳ないと思いますけども、もう時間が来ましたので終わります。議長、質問していいと言えしますよ。私はもう協力したいと思います。いいですか）

○議長（阿部輝之君） 自席にお戻りください。一般質問を続けます。

2番、在永 恵君の発言を許します。

2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、皆様、こんにちは。議席番号2番、恵良会、在永 恵でございます。

今回、4課題で10項目について質問させていただきたいと思っています。

では、1項目めであります。

1項目め。令和8年4月1日付けで行政組織等の変更が行われました。その一つとして情報推進室が新たに設けられ、企画情報課情報推進係が主管する業務が移管されました。その中で、近年急速に進展するデジタル技術を最大に活用し、各種業務の改善に向けた取組を推進しているとあります。

令和7年2月に、行政視察で鹿児島県鹿屋市の先進的な取組を視察してまいりました。その時点で本市の状況について6月議会で質問をいたしました、進展はどのようなものになっているかという質問でございます。

1つ目が、証明書の発行。支払いがオンラインで手続が完了する行かない市役所、また窓口のキャッシュレス化、そして、書かない市役所、事前に来庁予約を行う待たない市役所についての内容についてであります。

2つ目が、その際に、大分県の市町村のDX推進会議というのが行われてるということで答弁をされてましたので、その現状をまた教えてください。

そして3つ目、以上を踏まえて、本市のDX推進事業は、どのような方向で図ることをお考えなのかを示してください。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 情報推進室長、瀬々賢幸君。

○情報推進室長（瀬々賢幸君） それでは、市のDX推進についてお答えいたします。

1点目のご質問の行かない・書かない・待たない市役所について、昨年6月議会以降の本市の取組についてですが、行政手続の電子化につきましては、引き続き国のぴたりサービスや民間のL o G o フォームというソフトを利用して、オンラインでの手続ができるよう対応しているところでございます。

新たな取組としまして、昨年度は、市民課、税務課、上下水道課の窓口で、手数料等の支払いがPayPayでできるよう導入したところでございます。導入にあたりましては、商店等でよく利用されておりますQRコードを申請者の方がスマートフォンで読み込んで支払う方法で、高価な器具を使わずに経費が最

小限で済むように、本市の身の丈に合った方法とさせていただきますいております。

また、書かない市役所について、市民課のほうで期間限定の試験導入を行いました。システムには様々な製品があり、機能や費用が随分違いますので、本市にとって必要な機能は何かなど、費用も踏まえての効果的な選択ができるよう、今後も十分検討する必要があると考えております。

2点目のご質問の大分県の市町村DX推進会議の現状についてですが、昨年度は、主に、行政手続の電子化、公金収納のキャッシュレス、施設のオンライン予約について取組を進めてきました。今後も引き続き、様々なシステムについて協議が行われていく予定であります。

今年度の主な取組としましては、国の方針でもあります人材育成の取組も進めることとなります。本市では、総務課と連携しまして、5月に組織の全体の底上げを目的に、職員全員を対象とした研修を実施したところであります。今後も様々な研修が予定されているところでございます。

3点目のご質問の本市のDX推進の方向性や考え方についてでございますが、DXを進める上では、システム利用料など財政負担も生じますので、費用対効果も考え、今後も本市の身の丈にあった方法で、できるところから取組を進めていきたいと考えております。

なお、令和8年度につきましては、国の地域未来交付金を活用して、費用も比較的安く、全庁的にも使える機能として、L o G o フォームに3つのオプションを追加します。1つ目がデジタル窓口、2つ目が電子認証、3つ目がオンライン決済です。

まず、1つ目のデジタル窓口は、申請状況や過去の申請履歴の確認、それから、電子文書の送付ができます。この機能で、大学等就学支援金や入学祝い金等の決定通知を行うことを予定しております。これにより、市の郵便代の削減にもなると考えております。

2つ目の電子認証は、マイナンバーカードを使って本人確認が行えるというものです。これによって、各種証明書がスマートフォンで申請できるようになります。また、これまで本人確認で、免許証の写真の添付が必要というものだったりしたのを、添付不要にすることができるようになります。

3つ目のオンライン決済は、クレジットカードやPayPayでのお支払いが可能となるものです。

この3つのオプションを追加することで、スマートフォンで証明書の申請から利用料の支払いまでができるようになり、後日、証明書が送られるという仕組みがつくれるようになります。まずは、試験的な運用として、市民課と税務課の各種証明書について、10月からの開始を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 内容は分かってきたんですが、スマートフォンで申請ができるというふうに、今、答弁でお聞きしたんですが、証明書は後日郵送ということですが、大体どのくらい——どの程度かかるのか説明をお願いします。

○議長（阿部輝之君） 情報推進室長、瀬々賢幸君。

○情報推進室長（瀬々賢幸君） では、再質問にお答えします。

証明書が自宅に届くまでの日数につきましては、地域や配達の事情などにもよりますので、申請から市役所が発送するまでの流れといった観点でご説明をさせていただきたいと思っております。

ただいまL o G oフォームで証明書等の申請やお支払いがオンラインでできるように準備を行っているところですが、その具体的な仕組みや流れにつきましては、現在、関係課を含めまして検討中でございます。他市では、既に同じことを行っているところがありまして、本市も同じ方法で行うことを想定しております。

それを前提に一連の流れから説明申し上げますと、まずは、申請者の方にL o G oフォームで申請を行っていただきます。申請は夜間でも土日でも可能ですが、市で申請の確認ができるのは、市役所の開庁日の日中のみとなります。その後、市で申請書の審査を行い、申請に不備がなければ、申請者の方へ金額をお知らせして、お支払いのご案内を行います。申請者の方は、市からの案内に沿ってクレジットカードやPayPayでお支払いをしていただきます。その後、市で入金の確認ができましたら、市から証明書を発行するといった流れでございます。

市が申請書を確認してから証明書を発送するまでの日数ですが、あくまでも一連の流れがスムーズに進んだ場合の最短での想定ではありますが、例えば、平日の朝に市で申請の確認ができ、支払いや入金の確認までが1日で完了した場合には、翌日には発送できる見込みでございます。なお、証明書は配達ということになりますので、お急ぎの方におかれまし

ては、従来どおり窓口での申請をお願いいたします。

何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 再質問ではありませんが、何でこんな質問をしたかというのですね、やはり証明書を発行していただくのに、時間——仕事を休んでやっぱり行かなくてはいけないということで、先ほど言いました書かないでいい・行かないでいい市役所というのを目指してですね、例えば、ほかの市では、証明書の発行をコンビニとかで行ってる行政もあります。そういうふうに当豊後高田もなってくればなというふうに期待をして、質問を一つ終わりたいと思います。

続きまして、介護保険についてであります。

介護保険の認定業務は、各自治体が運営しております。認定率の地域格差が問題視されていますが、判断基準が多少曖昧とも聞いてます。そのため、本年4月に保険年金課に介護認定の調査を担当する専門の係ができたとお聞きしました。介護認定係が新設されたのは、私は本当に大変よいことだと思っています。

そこで質問をいたします。

1つ目。係が新設されたことのメリットを教えてください。

2つ目。申請から介護認定の調査に至る時間の短縮などを図ってもらいたいと思いますが、4月からで結構です。2か月になりますか、実績を教えてください。

3つ目。2018年に創設されたインセンティブ交付金を本市ではどのように活用されているか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 保険年金課長、香園明臣君。

○保険年金課長（香園明臣君） 介護保険についてのご質問にお答えいたします。

介護認定率の地域格差の問題につきましては、議員ご指摘のとおり、全国的には自治体間でばらつきが見られることが課題と言われております。この介護認定調査につきましては、市町村が自ら行う直営方式と、外部機関に依頼する外部委託方式の2通りがございます。本市では、公平性や質の担保の観点から、介護保険法における基本原則に基づき、直営方式により実施いたしております。

係の新設に伴うメリットにつきましては、今回、組織が細分化されたことで、訪問の日程調整や訪問

調査、調査後の書類作成等がより迅速に行われるなど、介護調査所要期間のさらなる短縮に向けた体制が再構築できたものと考えております。また、今後、日本の高齢化がさらに進むことで、介護認定調査の件数も増えていくと思われます。今回の係の新設は、これら将来のことも見据えながら行われたものと考えております。

なお、今回、係は新設されましたが、業務に従事する専門の認定調査員の人員は、これまでの3人体制から変更はございません。その点につきましては、ご理解をいただければと思います。

次に、介護認定調査の4月からの2か月間の実績についてでございますが、件数は、4月108件、5月28件の合計136件となっており、その調査所要期間は現時点での概数となりますが、平均6.98日で、厚生労働省が公表しております令和6年度の大分県平均9.1日を大きく下回っているところです。

次に、インセンティブ交付金の活用についてでございますが、この交付金につきましては、保険者である市が介護予防自立支援重度化防止にどれくらい取り組んでいるかを国が評価し配分する2つの交付金の総称となります。

具体的には、1つ目が、平成30年度に高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組を推進するために創設された介護予防保険者機能強化推進交付金。

2つ目が、令和2年度に介護予防の位置づけを高め、社会保障の充実について、より重点的に評価を実施するために創設された介護保険保険者努力支援交付金により交付されるものでございます。

このインセンティブ交付金の活用状況につきましては、制度の趣旨からも活用の使途が決められておりますので、本市では、介護予防教室や認知症施策、医療と介護の支援者の連携推進等に活用しているところでございます。

今後もこのような財政支援制度を有効に活用し、介護保険制度の理念である高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしく生き生きとした暮らしを送り続けられるよう、地域包括ケア推進体制の構築に向けた取組を積極的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 今の答弁で、調査員の人数はこれまでの3人体制から変更なしということで聞きました。調査所要期間が平均6.98日。大分県平均

は9.12ということで、大きく下回っているということが判断できました。すばらしい効果が出てると思っております。対象者に対して、きめ細かくスピーディーな対応をなされているものだと感じています。

それを踏まえて、その文の中にインセンティブ交付金という、先ほどちょっと質問したんですが、活用状況についてです。

介護予防教室や認知症施策、医療と介護の支援の連携推進等とありましたが、もう少し具体的な内容を示してください。

お願いします。

○議長（阿部輝之君） 保険年金課長、香園明臣君。

○保険年金課長（香園明臣君） それでは、在永議員の再質問にお答えいたします。

インセンティブ交付金を使った本市の事業状況についてでございますが、介護予防教室から順に例を申し上げますと、この教室は、お体の状態が加齢等により衰えてきた状態の高齢者の方々等を対象に、リハビリ専門職のご指導の下、3か月から6か月間の短期間で筋力アップのための運動等に取り組んでいただけます。特徴といたしましては、運動に加えて、お体の状態等を確認するためのカンファレンスと呼ばれます関係者による打合せや、取組後の達成度の評価等も行います。参加者の多くに足腰に筋力がついて立ち上がりが楽になったなど、生活機能の改善等の効果が見られております。

次に、認知症施策についてでございます。

認知症になられても、ご本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方やそのご家族等をご支援する相談業務や早期診断、早期対応に向けた支援等を行っております。また、認知症カフェの開催など、社会参加活動がしやすくなるための体制整備等を図っております。

最後に、医療と介護の支援者の連携推進の取組につきましては、高齢者の方々が入院をきっかけに退院後から介護サービスが必要となるケースが多く見られます。このような場合に、医療と介護の連携がスムーズにいくように、相談窓口の設置のほか、入退院支援についての具体的な対応策を検討するための多職種研修を開催しているところでございます。

今後も高齢者の皆様が住み慣れた地域で生き生きとした暮らしを送り続けられるよう、これら介護予防等の取組を各関係機関のご協力をいただきながら、引き続き積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 本当にありがとうございます。

いろいろ安心して暮らせるのではないかなと思っています。と同時に、高齢者に対しても信頼される、つまり、信じて委ねられる課であってほしいと思います。

続いて、3項目めを聞きたいと思います。

3項目め、危険な住宅密集地区への行動計画についてであります。

大分市の佐賀関の大規模火災は、記憶にも新しいかと思います。うちの業界もですね、あそこで一つのちょっとした小さい町がもう全部消失してしまったという内容であります。皆さんご存じかと思います。

その中で、県内の14消防局・本部が危険な住宅密集地を洗い出してるとの新聞報道がなされました。令和8年4月18日付けの大分合同新聞であります。

その内容を少し紹介しますと、4月15日時点で少なくとも計86地区で強風、消防活動の難航といった悪条件により火災が広がりやすいと認定し、地区ごとに部隊の行動計画をつくったとありました。当豊後高田市は、大分市の27地区に次いで、県内で2番目に多い17地区を指定し、さらに7地区の追加を考えているとありました。

そこで質問いたします。

1つ目。行動計画とは具体的にどのようなものでしょうか。

2つ目。17地区及び追加を検討してる7地区の具体的な地区があれば、教えていただけるのであれば教えてください。

3つ目。消防団・地区の住民への計画内容についての周知は、これからどのように行うようにしますか。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 危険な住宅密集地区への行動計画についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、新聞報道によりますと、豊後高田市においては、消火活動が難航すると思われる危険な住宅密集地が、大分市に続いて2番目に多く、17地区となっております。さらに7地区の追加を考えていると掲載されておりますが、県下消防局・消防本部では、危険な住宅密集地としての選定基準

が異なり、本市消防本部としては、住宅棟数が少ない密集地においても消火活動が難航すると思われる地区をきめ細やかに警防計画に計上していることから、地区数が多くなったものと考えております。

本市におきましても、令和7年度末に国から密集住宅市街地における火災防ぎょ計画、いわゆる警防計画の見直しについての通知に基づき、道路が狭小な住宅密集地や使用できる消防水利が限られ消火用水が不足するなど、消火活動が難航する地域に対して効率的かつ効果的な消火活動を行うため、現在、警防計画の見直しを行っているところでございます。

そこで、まず1点目の行動計画についてのご質問でございますが、新聞報道という行動計画は、本市消防本部で作成する警防計画のうち、火災危険地区における具体的な消防活動要領を定める部分を指すものであります。この警防計画についても、火災や災害が発生した際に、消防隊が迅速かつ効果的に活動できるよう、あらかじめ定めている活動計画のことです。内容については、危険物の把握や延焼の危険性、出動部隊の編成や消火活動要領、水利の現況や消防団・警察署・医療機関等関係機関との連携を定めております。いわゆる消防活動のマニュアル的な位置づけの計画でございます。

次に、2点目の具体的な地区名についてのご質問ですが、火災危険地区の具体的な地区名をお示した場合、地域住民の不安の増大、危険な場所として認識されることで財産価値や風評被害に配慮する必要があること、また、火災危険地区の危険度評価は様々な条件を基にした相対的な指標であり、市民の皆様には誤解を与える可能性があることから、現時点ではお示しすることは差し控えさせていただきたいと思います。しかしながら、当該地区における消防体制の強化及び防火指導については、適切に実施してまいります。

3点目の消防団・地域住民への計画内容についての周知はどのようにするのかについてのご質問でございますが、警防計画は、火災や災害発生時における消防隊の活動要領や部隊運用等を定めた消防活動上の内部資料であり、一方で、消防団と連携が必要な事項につきましては、消防団幹部会議等を通じて必要な情報提供を図り、円滑な消火活動が行えるよう努めてまいります。

市民の皆様に対しましては、警防計画の周知そのものではなく、火災の未然防止を図るための啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管

理、大分市佐賀関大規模火災を踏まえ、住宅防火に対し、火の取扱いの注意喚起等を市報やケーブルテレビ等で周知を図ったところですが、また、火災の早期発見、早期通報及び可能な範囲での初期消火の方法を防火講習会等で啓発を行ってまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、火の用心をしっかりといただき、火災の未然防止に努めていただきますようご協力をお願い申し上げます。

消防本部といたしましては、今後とも警防計画の継続的な見直しを行い、消防団や関係機関等との連携強化を図りながら、市民の皆様の安心・安全の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 少し再質問させてください。

火災危険地区の住宅密集地において、地元の消防団幹部との会議等があると思うんですが、必要な情報提供を図ると答弁でいただきましたが、もう少し具体的に、消防団とどのような情報提供と連携を行うつもりなのか、もう少し具体的に答弁していただけますか。

○議長（阿部輝之君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 在永議員の火災危険地区における消防団との情報提供等についての再質問にお答えいたします。

消防団との関係につきましては、今後、火災危険地区における消防活動を効果的に実施するためには、地域の実情に精通した地元消防団との連携が大変重要であり、消防本部といたしましても、火災危険区域の位置や消防車両が侵入できない狭小な道路状況、消防水利の配置状況等の情報を共有し、地域の実情に応じた消防活動体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 本当、市民の安心・安全のために、これからも努力をしていただきたいというふうに思います。

では、最後、4番目になります。財政調整基金についてであります。

本年3月18日に議員勉強会が行われました。テーマが基金の役割と今後の課題ということで、伊藤財政課長の下、非常にためになる勉強会でありました。

それを踏まえて、歳入歳出について少し勉強させていただきまして、その中で財政調整基金について

の質問に入ります。

1番。財政調整基金の推移は、令和4年度30億円、令和5年度が33億5,000万円、令和6年度が35億9,000万円です。財政調整基金の俗に言う適正規模は、基準財政規模の10%から20%が目安とされているようであります。本市では、それを上回っております。

財政調整基金は、本市では、条例に基づいて使い道が定められております。歳入不足の補充、災害復旧事業、緊急の建設費、市債の繰上償還となっております。

しかし、近年では、上記の基本用途のほかに、物価高騰対策、コロナ禍における市民・事業者への独自の生活支援策、つまり、今、行われているプレミアム商品券の発行とか各種給付金の財源として、市議会の皆様の議論の上で有効に近年はされているようであります。

市民の声を聞くとですね、なかなか物価高騰で大変であるというふうにもしょっちゅう聞きます。今現在、市におかれまして、また、12弾とも言えるプレミアム商品券は本当にありがたく思っておるところであります。物価高騰で大変ですので、先ほど言われました財政調整基金を利用させていただいて、1万円でも5,000円でもいいので、現金給付をしてもらえないかという声をよく耳にいたします。

ぜひとも検討を願えませんかということであります。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部輝之君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） ご質問にお答えいたします。

財政調整基金につきましては、一般的に標準財政規模の一定割合が目安として示されることがございますが、その適正規模は、自治体の置かれた状況、また、財政構造によって大きく異なるものであり、一概に判断できるものではないというふうに考えております。

本市は人口規模の小さい過疎地域であり、歳入基盤が脆弱でございますことから、災害対応や急激な経済情勢の変化など、不測の事態に備える必要がございます。また、近年、広域によるごみ処理施設整備事業や公共施設の長寿化事業などによりまして、市債残高は増加をしております。今後の公債費負担の増につきましても、十分に注視していかねばならない状況にあります。

こうしたことから、財政調整基金は安定的な行政

運営を継続していくための重要な備えでありまして、一定の残高を確保しておくことが必要であるというふうに考えております。

一方で、物価高騰対策につきましては、これまで、国の交付金等を活用しながら、低所得者世帯や子育て世帯への支援をはじめ、小規模事業者支援、農林水産事業者支援、エアコン購入補助など、幅広い対策を打ち出してまいりました。また、中でもプレミアム商品券事業は、先ほどもご答弁申し上げましたが、市民の家計負担の軽減に加え、地域内消費の喚起による地域経済の活性化にもつながる事業でもございまして、最も効果が期待できる施策であると考えております。このため、今定例会におきましても、第12弾となるプレミアム商品券事業に係る補正予算を提案させていただいているところでございます。

議員ご提案の現金による全市民への個人給付につきましては、経済対策の効果的また効率的な実施の観点から、国の交付金を財源として実施することは制度上認められておりません。そのため、全てを市費で賄う必要がございます。このようなことから、財政調整基金を活用した現金給付につきましては、市民生活を支援するという趣旨は十分に理解できるわけでございますが、今後の経済情勢や国や県の動向を注視しつつ、中長期的な市の財政見通しなども踏まえ、総合的に、かつ慎重に検討すべき課題であるというふうに認識をしております。現時点におきましては、プレミアム商品券事業をはじめとする既存の支援策を着実に実施していくことが有効であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 国からの補助がないと出ないという話は、今、聞きました。また、過去、大石議員も言われましたように、プレミアムも半分の方しか利用されていないという中でのそういった形の分で、みんなに勧めやすい豊後高田であってほしいなということで、今回、先ほど言いましたように、地域振興券の高田における位置づけを勉強した中で、こういう形ができないかということでもあります。商品券ならいいのかとか、いろいろあるかと思いますが、またこれからもそういうふうに質問しますが、何とぞ前向きに考えていただけたらというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（阿部輝之君） 一般質問を続けます。

1番、野崎 良君の発言を許します。

1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、野崎 良です。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に基づき一般質問を始めたいと思います。今回は、2つの項目、5つの質問をいたします。

まずは、昭和の町の未来を見据えた創業支援と事業承継について質問いたします。

昭和の町は、本市を代表する観光拠点として多くの観光客を迎え、地域経済を支える重要な役割を果たしております。しかし、その一方で、事業者の高齢化や後継者不足が進んでいることも課題の一つではないかと考えております。今後10年先、20年先も昭和の町のにぎわいを維持していくためには、現在頑張っておられる事業者への支援に加え、新たな担い手の育成や事業承継への取組が重要になると考えております。

そこで3点質問いたします。

1つ目。まずは、昭和の町における事業承継の現状認識についてお尋ねいたします。

昭和の町は、本市のまちづくりを象徴する大切な地域ですが、店舗経営者の高齢化が進み、後継者不足を心配する声も聞かれるようになっております。今後10年先を見据えたとき、昭和の町のにぎわいを維持していくためには、事業承継への取組が重要になると考えます。

そこで、市は昭和の町における後継者不足や事業承継の現状をどのように把握し、どのような課題があると認識しているのかをお伺いいたします。

2つ目。チャレンジショップを活用した創業支援についてお伺いします。

全国では、空き店舗を活用したチャレンジショップの取組が進められております。例えば、佐伯市や竹田市では、創業を目指す方が実際に店舗運営を経験できる場を設け、創業支援や町なかの活性化につなげております。私は、このような取組は創業支援だけではなく、空き店舗対策や事業承継へのきっかけづくりにもつながるのではないかと考えております。特に昭和の町は、多くの観光客が訪れることから、新たに商売を始めたい方にとって魅力的な環境であります。例えば、市内在住者や移住者を対象とする。商工会議所などの創業支援を受ける。一定期間実際に営業を行う。将来的な独立や事業承継を目

指すといった条件でチャレンジショップを実施することで、新たな担い手育成につながるのではないのでしょうか。昭和の町の未来を見据えた取組として、チャレンジショップを導入する考えはないかをお伺いいたします。

そして3つ目。地元住民と事業者が共に挑戦できる支援環境について、創業支援の在り方についてお尋ねいたします。

豊後高田市は移住定住施策に力を入れ、多くの成果を挙げております。一方で、地元で育ち、地元で頑張ろうとする若者や、家業を継ぎたいと考える方々への支援も同じように大切ではないかと考えております。移住者だけでなく地元の方も新たな挑戦がしやすい環境を整えることが、地域経済の活性化につながるのではないのでしょうか。今後、創業支援や事業承継支援について、地元の方と移住者の方の双方が活用しやすい制度づくりに取り組む考えはないかをお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 野崎議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、昭和の町における事業承継等の現状認識についてのご質問にお答えをいたします。

平成13年9月に誕生いたしました豊後高田昭和の町は、本市を代表する観光地へと成長し、今年で25周年を迎えます。この間、昭和の町の成長を支え、長年地域経済を支えてこられた事業者の高齢化が進む中で、議員のご指摘のとおり、後継者不足等の対応が大きな課題であると認識をしております。

昭和の町は、本市観光の中心であるとともに、地域コミュニティや歴史文化を支える重要な存在であり、各店舗の事業継続は、まちのにぎわい維持の観点からも大変重要であると考えております。

そのようなことから、本市では、昭和の町に特化した魅力を維持するための街並み景観統一整備事業を設けるとともに、市独自の創業支援補助金や新たな販路拡大業務効率化を支援する補助金などを創設し、昭和の町における店舗の継承を後押ししているところでございます。加えまして、商工会議所や金融機関など関係機関等と連携をしながら、事業継承に関する相談対応や情報提供にも取り組んでいるところでございます。

また、近年では、移住定住施策とも連携を図る中で、移住された方が新たな担い手として昭和の町の

コンセプトを引継ぎ、開業する事例も見られ、昭和の町の後継者確保にもつながっているものと考えております。

しかしながら、事業者の高齢化などを起因とする空き店舗が増加している現状を鑑みますと、さらなる取組が必要であると考えております。

25年前に産声を上げた昭和の町は、事業者、商工会議所、行政が議論に議論を重ねてきた結果、構想から9年もの歳月を費やして誕生させた、何物にも代え難い地域資源でございます。このような経過も踏まえ、再度原点に立ち返り、商店主、商工会議所、行政がしっかりと議論を重ねる中で、課題解決に向けた施策の構築が肝要であると考えております。

次に、2番目のチャレンジショップを活用した創業支援についてでございますが、創業を希望する方々への支援といたしまして、商工会議所での創業に向けた相談や研修の機会が整えられております。また、市の創業支援施設や創業補助金を活用した形で、これまで複数の創業者の方々が今、事業をスタートさせております。

議員ご指摘のチャレンジショップにつきましては、実際の空き店舗を活用し、低リスクで創業に挑戦できる仕組みであり、現状の創業支援施設の機能とも親和性が高いものと考えております。また、商工会議所が行います経営相談やマーケティング指導、研修などを受けながらチャレンジショップで経験を積むことができれば、創業後の定着率向上にもつながると期待されます。

今後は、4つの再生を核とする昭和の町のコンセプトの理解や、昭和の町に特化した支援策の活用前提に、地域のにぎわいづくりと創業支援、両立できる仕組みについて、商工会議所や関係機関と連携した上で、事業構築に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、地元住民と移住者が共に挑戦できる支援環境についてでございますが、議員ご案内のとおり、本市の新規創業に係る独自支援策につきましては、65歳未満である移住予定者や、転入後3年までの移住者に対する起業チャレンジウェルカム支援事業補助金と、移住希望者を含む45歳以下の市内在住者に対する起業チャレンジ若者支援事業補助金の2つのメニューがございます。両支援策とも市内で起業する新規創業者を補助対象としておりまして、昨年度を含む直近5か年の実績では、計45件を採択しております。その結果、昭和の町などにおける新規創業

を支援してまいったとでございます。

また、国や県においても各種の創業支援制度があることから、相談内容に応じまして本市の支援メニューを紹介したり、大分県、そして国の支援制度の相談窓口となっております商工会議所につなぐなど、関係機関と連携を図る中で、重層的な企業支援に取り組んでるところでございます。

議員ご質問の両支援における対象年齢区分などの差については、本年3月の第1回定例会におきまして、毛利議員のご質問にご答弁差し上げたとおり、限られた予算の中で重点化を図るという政策的な側面から設けたものでございます。

現時点におきまして現行制度の要綱改正を考えておりませんが、地域住民、移住者相互にとって起業に向けチャレンジしやすい環境を整備することは、大変重要であると認識をしております。

財源を含め、最も有効な支援制度の在り方につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。

②チャレンジショップの件について再質問をいたします。

私は、チャレンジショップの目的は、お店を増やすことだけではなく、昭和の町を支える次の世代を育てることだと考えております。

実際に商売を経験することで、自ら創業する方もいれば、後継者を探している店舗とのつながりが生まれる可能性もあります。まずは1店舗からでも、あるいは期間限定でも構いませんので、モデル事業として取り組む考えはないかをお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） それでは、野崎議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、チャレンジショップは、実際の空き店舗を活用し、低リスクで創業に挑戦できる仕組みでありますので、次の世代を担う若い方の挑戦を後押しするという意味でも、有効な手段の一つであると考えております。

このようなことから、ご提案をいただきました期間やモデル事業ということも踏まえまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

そして、3つ目、③について再質問をさせていただきます。

昨年度を含む直近5か年で45件の採択をしたとお伺いしましたが、昭和の町関連はどのくらいで、どのような人が活用したのかをお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 再質問にお答えをいたします。

昨年度を含む直近5か年の実績でいきますと、計8件を採択し、昭和の町の中で新規創業していただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） 再々質問いたします。

チャレンジショップを活用して新しい人が参入することで、商店街の方々との交流が生まれ、事業承継等のマッチングができる可能性が高くなると考えます。

昭和の町で起業すること限定での新しい支援策は考えられないかをお伺いいたします。

お願いします。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） それでは、創業支援に関する補助制度の再々質問についてお答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、昭和の町につきましては、これまで商業者の方、商工会議所、あと、行政が議論に議論を重ねてきて誕生させた、本市を代表する観光地でございます。地域資源でございます。昭和の町を今後とも輝かせ、訪れたい場所に磨き続けるためには、そこに住む商業者の方々、基盤となる商店街、関わりの深い商工会議所、そして、我々行政が改めてしっかりとタッグを組み、25年の時を経る中で生じてきた様々な課題に対して、我が事として向き合うことが非常に重要であるということでもあります。また、その中で新たな方策が見いだせるものというふうに考えております。

このようなことから、行政だけで考える支援策には限界があるというふうに思っておるところであり

ます。昭和の町の主人公である商業者の方々、商店街をはじめ、昭和の町の核である商工会議所、そして、観光まちづくり株式会社による真剣な議論を踏まえて、行政としてできる昭和の町の現状に真に必要なとされる支援策を今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ご答弁ありがとうございます。

昭和の町を将来にわたって守り育てていくためには、今ある魅力を守るだけではなく、その魅力を次の世代へ引き継ぐ人材を育てていくことが大切です。創業支援、事業承継支援、そして、地元事業者への支援を一体的に進めながら、地元の方も移住してこられた方も活躍できる豊後高田市になることを期待し、次の質問へ移りたいと思います。

次に、物価高騰、人手不足、賃金上昇を踏まえた地元企業支援についてでございます。

本市の地域経済を支えているのは、多くの地元中小企業でございます。しかしながら、物価高騰やエネルギー価格の上昇、人手不足の深刻化、さらには、賃金上昇への対応など、企業経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。地域の雇用を守り、地域経済を活性化していくためには、企業誘致だけではなく、今ある地元企業を守り育てる取組が重要であると考えます。

そのような観点から質問いたします。

1つ目、現行の地元企業支援策について。

本市が現在実施している地元企業への支援策について、物価高騰対策、人材確保、設備投資支援、事業承継支援などを含め、どのような施策を実施しているのかをお伺いしたいと思います。

2つ目、新たな地元企業支援と持続的発展に向けた取組についてでございます。

物価高騰や人手不足、賃金上昇などの影響により、地元企業を取り巻く経営環境は大きく変化しております。特に、中小企業においては、人材確保や人材育成、設備投資、事業承継など、多くの課題を抱えております。そこで、本市として、地元企業の持続的な発展に向け、既存支援の拡充や新たな従業員に対する資格取得支援制度などの創設を含め、どのような支援策を考えているのかをお伺いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 野崎議員の物価高騰対策、人手不足、賃金上昇を踏まえた地元企業支援についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、国際情勢が不安定化してる中、または、原油価格、物価高騰等の影響によりまして、中小企業及び小規模事業者は依然として厳しい状況が続いていると認識をしております。

これは、全国的な課題でございまして、現在、国においても小規模事業者持続化補助金や業務改善助成金、小規模事業者経営改善資金など、様々な支援策を講じております。

また、大分県におきましても、生産性向上などの補助金について、中小企業が賃上げを行う場合に補助率や上限額をかさ上げする、いわゆる賃上げ枠というものを設定し、支援を拡充してる状況でございます。

本市といたしましても、商工会議所、商工会と連携をいたしまして、きめ細やかでスピード感ある支援策として、今春から国の物価高騰重点支援臨時交付金を活用した小規模事業者等物価高騰支援事業補助金を創設しております。

これは、物価高騰の影響を受ける市内小規模事業者等の販路開拓や業務効率化の取組について支援を行うものでございます。

また、今月13日から販売を行いました第11弾プレミアム商品券や、本定例会に予算議案として提案させていただいております今年の秋発売予定の第12弾プレミアム商品券など、切れ目のない取組によりまして、市民の生活支援はもとより、消費喚起による地元事業者への支援にもつながっているものと考えております。

人材確保対策につきましては、若者の地元就職促進を図るため、奨学金返済支援事業補助金や若年者就職支援補助金などを準備し、市内企業への就職定着を後押ししてるところでございます。加えまして、B I C事業協同組合を核とした外国人材の受入れにも引き続き力を入れております。また、中小企業者事業承継等支援補助金を設けまして、事業承継やM & Aに係る専門家への委託費用について支援を行っております。

創業や設備投資支援につきましては、企業チャレンジ若者支援事業補助金や企業チャレンジウェルカム支援事業補助金により新規創業や移住創業を支援するとともに、企業立地促進奨励金によりまして、企業の事業拡大を後押ししてるところでございます。

加えまして、市が市内の金融機関に預託を行いまして、その運用益を基に制度構築いたしました市独自の融資として、経営合理化資金、季節資金、開業資金の3つを制度化しており、資金面でも力強くバックアップを行っております。

本市といたしましては、商工団体との連携をいたしまして、相談事案に応じて国・県の支援制度をご案内するとともに、地域の実情に応じた様々な支援メニューを準備することにより、地元企業の経済活動を下支えしているところでございます。

次に、地元企業への新たな支援制度の創設と持続的発展に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の人材確保対策や人材育成支援、総合的な企業支援策につきましては、市内の事業者が持続的に発展し、地域経済を維持・活性化させていくために、非常に重要な課題であると認識をしております。

昨今の物価高、人口減少などの社会経済情勢の変化や多種多様な業種業態への対応、地域間・事業者間競争も含め、多岐にわたる課題に対応することが求められております。このような状況は、国も全国的な課題として捉えておりまして、先ほどご答弁を申し上げましたように、省力化投資やDX推進、賃上げ支援などを含めた総合的な支援策につきましては、現在、国・県においても様々な支援制度が構築されてるところでございます。

議員ご案内の従業員の資格取得支援制度は、企業の人材確保・育成の観点から有益であり、企業の持続的発展に寄与できるものと考えております。

現在、国におきまして人材開発支援助成金が創設されており、企業が従業員に計画的な職業訓練を実施した際、経費や賃金の一部を補助しております。

また、大分県におきましても、若年技能者育成企業支援事業費補助金を設けまして、県内中小事業者が従業員に技能検定を受検させた場合に、その人材育成に係る取組に対して支援をしております。

本市といたしましても、商工団体等と連携を図り、これら支援制度の活用について、引き続き相談体制の充実や周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、市内事業者が持続的に事業を継続・発展できるよう、国・県、商工団体、金融機関等とも連携をしながら、現場の声を丁寧に伺い、実効性のある支援策の充実・構築に努めてま

いりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。

それでは、一つ再質問させていただきたいと思っております。

①の現行地元企業支援策についてでございますが、現在実施されている施策に関しましては理解することができました。

ただ、今、各施策の利用状況や使い勝手など、利用する地元企業の状況をお伺いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 再質問にお答えをいたします。

まず、各状況、使い勝手ということでございますけれども、市独自の支援策の強みといたしましては、地域の実情に合ったきめ細かい対応ができることであるというふうに考えております。申請から交付決定まで時間を要しますと、事業効果が薄れてしまう恐れもございます。また、事業者の方の設備投資など時宜を得たスピード感ある対応や、補助金活用に係る相談受付などきめ細かい対応をさせていただくことで、事業者の方にとりまして、より活用しやすい制度設計、環境整備の構築に心がけているところでございます。

あと、また、現在の利用状況でございますけれども、今年度創設をいたしました小規模事業者等物価高騰支援事業補助金に関して申し上げますと、6月16日現在でございますけれども、36件の申請をいただいております。既に新たな環境下で事業を展開したり、準備を進めているという状況でございます。

今後につきましても、他の市の独自支援制度や国・県の支援制度を含めまして、関係機関と連携をいたしまして、制度の周知徹底と活用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。

地域経済を支える地元企業が元気でなければ、地域の活力は生まれません。今ある企業を守り育てることが、将来の豊後高田市の発展につながるものと考えております。

今後の積極的な取組を期待し、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部輝之君） しばらく休憩いたします。

午後の会議は、13時に再開いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、井ノ口憲治君の発言を許します。

6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 議席番号6番、井ノ口憲治でございます。

令和6年8月の台風10号で被害を受けた農業用水路の復旧状況について、2点お伺いいたします。

1つ目は、田植え時期を迎えていますが、水路の復旧状況はどの程度進んでいるのかお尋ねをいたします。

2点目。復旧できていないところについては、いつ頃までにできるのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（阿部輝之君） 耕地林業課長、川口達也君。

○市参事兼耕地林業課長（川口達也君） それでは、農業用水路の復旧状況についてお答えします。

令和6年の台風10号により被害を受けた農業用水路の復旧状況についてですが、被災した農業用水路全28件中、令和8年5月末時点で20件の復旧が完了しています。復旧が完了していない8件のうち、6件は既に発注済みであり、そのうち3件が今月6月末、残りの3件が来年3月末の完了を予定しております。また、未発注の2件については、用水路・排水路の各1件となっており、いずれも7月に発注を行い、年内完了予定としております。いずれも用排水の機能確保はできており、営農には支障がない状況であり、昨年度も耕作を行っていただいております。所有者・耕作者の皆様にはご心配をおかけしておりますが、可能な限り早期完了に向け取り組んでまいります。

○議長（阿部輝之君） 6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 早急ないろいろな取組をしていただいております。

お米を作っている人から、早く水路をよくするように議会でお願ひしていただきたいというように依頼を受けまして、ただいま質問をしているところでございます。お米作りをしている人にとっては大変気がかりになることでございますから、どうぞ早めにより早く取組をお願いしたいというように思います。

以上で終わります。

○議長（阿部輝之君） 一般質問を続けます。

4番、毛利洋子君の発言を許します。

4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、公明党の毛利洋子でございます。よろしくお願ひいたします。

1番目に、保護者対応の相談専門窓口の設置についてお伺いをします。

近年、学校現場での保護者からの相談や要望は年々多様化しております。その一方で、全国的に問題となっている過剰な苦情や感情的なクレームが、本市でも例外ではないとお聞きしています。

そこで2点お伺いします。

学校での保護者による過剰な苦情などへの対応の現状と、現場が抱える問題についてお聞きをいたします。

誰が対応するのか、どのように対応しているのか、担任が抱えてしまうケースがあるのか、管理職だけでは対応しきれない事案など、お答えできる範囲でお願いします。

2点目、教職員の負担軽減のための保護者対応を専門的に行う窓口の設置の必要性についてお聞きをいたします。

教職員数も限られているため、一つ一つの対応が先生方の負担に直結しやすい状況にあると思います。先生方は本来、子どもたちの学びのために時間を使うべきですが、こうした対応に追われてしまい、授業準備の時間が削られたり、精神的な負担が大きくなっているのではないのでしょうか。本市は学校数が比較的少ないからこそ、一本化された相談窓口を設ければ、全校にとって大きな効果が期待できると考えます。保護者対応が学校内で難しい場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフへの相談など、保護者対応窓口を設置する必要があるのではないかと思います。見解をお伺いします。

○議長（阿部輝之君） 学校教育課長、板井純子君。

○学校教育課長（板井純子君） 毛利議員の保護者対応の専門窓口の設置についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、保護者による過剰な苦情や不当な要求などへの対応の現状と、現場が抱える課題についてでございますが、学校現場におきましては、児童生徒間のトラブルに関する相談をはじめ、教職員の

指導に対するご意見、さらには、学校運営に対する過剰な要求など、保護者からの訴えが年々多様化・複雑化していると認識しております。これらに対応する教職員の精神的・時間的な負担が増大していることは、本市としても大変重く受け止めております。

現在の対応といたしましては、各学校の生徒指導担当が窓口となり、まずは、組織として丁寧に対応を行っております。しかしながら、学校のみでの解決が困難な事案や長期化・複雑化が懸念される事案、また、学校の対応に納得がいかない保護者の訴えについては、教育委員会へ相談がありますので、生徒指導担当指導主事を中心に、学校と緊密に連携を取りながら事態の収集を図っているところでございます。

今後の課題といたしましては、対応が長期化・複雑化した事案において、関係者の疲弊をいかに防ぎ、早期の解決へ導くかという点にございます。初動対応の段階での報告・連絡・相談を行い、組織的な対応を徹底することで、教職員が子どもたちと向き合う時間をしっかりと確保できるよう、全力でサポートしてまいります。

次に、教職員の負担軽減に向けた保護者対応を専門に行う窓口の設置についてでございます。

議員ご案内の専門の対応窓口の設置につきましては、現場の負担を直接的に軽減する一つの手法として考えられますが、事案の背景にある児童生徒の状況や、学校の教育方針などを正確に把握し、迅速な解決につなげるためには、まずは、日頃から児童生徒や地域の事情を熟知している学校と教育委員会が緊密に連携して対応することが、現段階では最も実効的であると考えております。

現在、学校におきましては、問題が深刻化・長期化する前の初期段階での対応を重視しておりますが、そのため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心理の専門家であるスクールカウンセラー、さらには、警察OBのスクールサポーターなど、多様な外部専門人材と迅速に連携を図り、事案が大きくなる前に組織として未然に防ぐ、あるいは、早期に対応する体制の構築に努めているところでございます。

このように、まずは、学校現場におけるチームとしての対応力をさらに強固なものとし、教職員を孤立させない支援を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 再質問をさせていただきます。

2点目の保護者対応に関する窓口の設置についてお伺いします。

本市では、日頃から学校と教育委員会が連携し、児童生徒の地域の実情を共有しながら、チームとしての対応力を高めているとのこと。先生方が一人一人の子どもや保護者に丁寧に向き合い、教育委員会とも連携し、こうしたチームとしての対応力をさらに生かし、先生方がより相談しやすく、専門スタッフにつながりやすくなるような取組について、また、保護者の方にとっても、学校だけではなく、専門の方にも相談できるという安心感があることは、子どもにとっても大きな支えになります。保護者自身がスクールカウンセラーなどの専門職など、ほかにつながりやすくなるような案内についての今後の方向性についてお伺いをします。

○議長（阿部輝之君） 学校教育課長、板井純子君。

○学校教育課長（板井純子君） 議員ご指摘のとおり、専門職に相談できる環境は、保護者の安心感や子どもたちの大きな支えになるものと認識しております。

現在の取組といたしましては、学校で発行する保健だよりやスクールカウンセラー通信等を通じ、窓口の周知だけではなく、どのような相談ができるかといった具体的な活用の仕方を保護者へ発信し、相談への心理的ハードルを下げる工夫をしております。

また、運用の面におきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが訪問した際、校長等と緊密に連携を取り、現在の保護者対応の状況を共有しながら、どのタイミングで専門職が対応に入るかを事案ごとに協議し、円滑な支援につなげております。

今後とも、保護者の皆様が必要なときに、いつでも専門職につながるができるよう、相談体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ぜひよろしく願いいたします。

続いて、2点目の質問に行きます。

部活動や校外学習での移動手段の確保についてお伺いします。

先般、部活動遠征中の交通事故により貴い命が失われる大変痛ましい事故が発生し、学校活動におけ

る移動時の安全管理が改めて問われております。本市としても、児童生徒の安全を第一に考えながら、学校活動を円滑に進めていくための移動手段の確保は、ますます重要になってまいります。

そこで2点お伺いします。

本市の学校部活動の遠征時は、どのような移動手段が取られていますか。

2点目、部活動や校外学習におけるバスの利用状況及びスクールバスの運行状況についてお聞きをいたします。

○議長（阿部輝之君） 学校教育課長、板井純子君。

○学校教育課長（板井純子君） 毛利議員の部活動や校外学習での移動手段の確保について、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の部活動の遠征時にどのような移動手段が取られているかというご質問ですが、基本的には、どの部活動も保護者が送迎することとなっております。どうしても保護者が送迎できない場合は、引率者かほかの保護者による送迎という形をとっております。その場合、保護者からの同意書をいただいております。

例外といたしましては、陸上部が県駅伝大会の試走時にレンタカーを利用している事例と、柔道部が年に数回マイクロバスを利用しているという事例がございます。運転手については、大型二種免許を持っている保護者や引率者、また、運転歴も長く、運転技術が確かな元バス会社の運転手の方をお願いしております。

次に、2点目の部活動や校外学習におけるバスの利用状況及びスクールバスの運行状況についてですが、部活動では、先ほど申し上げましたように、保護者の送迎が基本としておりますので、スクールバスの利用はございません。

校外学習について市内移動の場合は、教育委員会に申請の上、スクールバスの利用をしております。人数の多い学校の市外への社会見学や修学旅行の移動は、バス会社や旅行会社に依頼をしております。

また、スクールバスの運行状況につきましては、令和7年度において、幼稚園が21件、小学校が60件、中学校が16件でございます。利用目的は、主に社会見学や体験学習、学校間交流となっております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 再質問はありませんが、ありがとうございます。これからは子どもたちが安全

に、そして、安心して活動に参加できる環境に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、次の質問をいたします。

3点目、小中学校の熱中症対策についてお伺いします。

今年に入り、5月の段階で、大分県日田市では全国トップクラスの最高気温を記録し、5月の1か月で、県内、熱中症で救急搬送されたのは75人で、5月の記録としては過去最多となったと報道をされました。夏本番前から熱中症リスクが高まっていることが明らかになりました。気象庁も今年の夏は平年より高温になる可能性が高いと発表しております。

学校現場における熱中症対策は、これまで以上に強化が必要です。特に、体育授業、部活動、登下校、校庭での活動など、児童生徒が高温環境にさらされる機会は多く、小まめな水分補給ができる環境整備は欠かせません。

そこで3点お伺いします。

学校現場におけるウォータークーラーの設置状況についてお伺いします。

学校それぞれにどれぐらい設置されていますか。

2点目、設置についての学校現場での意見などについて。

衛生面とか管理面、また、利用が集中することによって数が足りているのかなどの要望などはあるのでしょうか。

3点目、設置済みウォータークーラーの入替え計画について。

今後、更新計画はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、小中学校の熱中症対策についてのご質問のうち、まず、小中学校におけるウォータークーラーの設置状況についてお答えします。

現在、全ての小中学校にはウォータークーラー、いわゆる冷水機が設置されております。設置数は、児童生徒数の状況により複数台設置されている学校も多く、特に、児童生徒数の多い高田小学校には5台、桂陽小学校、高田中学校には4台設置されております。

次に、学校現場からどのような意見があるかというご質問にお答えします。

ウォータークーラーは、ふだん、児童生徒が利用しやすい校舎内に設置しているものと、体育の授業

時や、土曜日や休日など社会体育で学校施設を利用する際に利用できるよう、校舎外に設置しているものがございます。

校舎外に設置しているものは、土曜日や休日など学校休業日において誰でも利用できるという利点がございますが、管理面や衛生面、安全面を心配する声もあることから、入替えなどをする場合には、屋内に設置してほしいとの要望があった場合は、体育館入り口の屋内等に移設をしております。

また、利用が集中することにより台数が不足しているなどの要望がないかとのことですが、現時点では、そういった要望は出ておりません。

また、衛生面や安全面から、ウォータークーラーの水質検査はどのようになっているかとのことですが、ウォータークーラーにつきましては、各学校の上水道とつなげて利用するものでございます。そのため、学校単独でボーリングを掘っている場合は、毎月水質検査を実施しておりまして、市の上水道の提供を受けている学校は、上下水道課で法令に基づき行う定期検査に加え、学校においても、年2回水質検査を実施しております。

次に、設置済みのウォータークーラーの入替え計画についてのご質問にお答えします。

現時点で具体的な計画などはございませんが、故障等がありましたら、随時修理、入替えなどを行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全確保に向けた今後入替え計画など、前向きな対応をお願いして質問を終わります。

次の質問に入ります。

孤独・孤立対策の推進についてお伺いします。

国のほうでは、令和5年に孤独・孤立対策推進法が施行され、自治体には孤独・孤立の実態把握、相談体制の整備、地域での支え合いの推進が求められています。高齢者の単身世帯の増加、ひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮、子育て世代の孤立など、様々な形で孤独・孤立のリスクが高まっています。

そこで3点についてお伺いします。

本市では、孤独・孤立についての問題をどのように把握していますか。相談件数や地域の状況について、その対策の取組の現状などについてお伺いします。

2点目、悩みのある市民の皆さんが相談しやすい体制づくりについて。

3点目、地域のつながりを強めるため、本市で取り組んでいる地域の居場所づくりや見守り活動、孤独・孤立の予防対策についてお伺いをします。

○議長（阿部輝之君） 社会福祉課長、近藤保博君。

○社会福祉課長（近藤保博君） 孤独・孤立対策の推進についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、令和5年5月31日に孤独・孤立対策推進法が制定されました。この法律は、年齢や性別を問わず、誰もが社会とのつながりを持ちながら、安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的としております。

この法律ができた背景には、単身世帯の増加や働き方の多様化、あるいは、インターネットの普及などの社会構造の変化によりまして、家族や地域、会社などにおける人とのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況であることが第一に挙げられます。加えて、コロナ禍によりまして社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化してきたことから、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指して、本法律が制定をされたところでございます。

本市では、孤独・孤立についての相談件数は把握しておりませんが、こうした問題は内在していると思われ、大変重要な問題であると認識をしております。そうした方が私たち行政に声を届けやすいよう、様々な取組を行っております。これまでも自治委員さんや民生委員さん、そして、地域の愛育会や老人クラブなど、日頃からの訪問や声かけ活動などで地域住民の見守りに取り組んでいただいております。こうした取組も広い意味で孤独・孤立対策に含まれるかと思えます。

また、市が行う配食サービスで高齢者の見守りを行うとともに、市民の皆さんが気軽に相談できるよう、毎月、高田・真玉・香々地地域において、民生委員さんによる心配事相談を開設しております。

さらには、地域のコミュニティの場として重要な役割である地域サロンでは、年齢制限もなく、地域の皆さんと交流を図ることはもとより、閉じこもりや孤独・孤立の防止のために大変有効であると考えておりまして、1自治会1サロンを推進し、できるだけ皆さんの居場所や外出の機会づくりに取り組んでいるところでございます。

また、障がい者の関係では、障がい者の方の親がいなくなった後の問題、いわゆる、親なきあとについても、豊後高田手をつなぐ育成会との連携や、県が設置する親なきあと相談室への案内など、相談体制を整えることによりまして、障がい者本人、そして、その家族等の不安の解消に努めております。

当然、市役所の窓口においても、悩みのある方が相談に見えた際には、たらい回しにならないよう、最初に相談した窓口で関係課の職員につなげるなど、ワンストップでの対応を心がけております。

さらには、内閣府においても、様々な悩みを抱え、どこに相談すればよいか分からないといった方や、他人や制度に頼ることが恥ずかしい、迷惑をかけてしまうといった過度に意識をする人などのために、その人の状況に合った支援窓口を自分で探すことができるように、インターネット上に、あなたはひとりじゃないというサイトを開設しておりまして、市のホームページにもこのサイトを紹介し、つながるようしております。

このように、様々な視点から孤独・孤立対策を実施しておりますが、時には複数の問題が複雑に絡み合って、解決が難しいケースも出てくるかと思えます。そこで、各分野を超えた取組が必要になる場合には、市の関係課、関係機関等が横断的に連携・協力して対応に当たる重層的支援体制を今年度において整える予定でございます。この体制を必要に応じて孤独・孤立対策にも活用して、支援を必要とする方を早期に把握し、適切な支援につなげる取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。

本市については、自治会等、サロン、また、いろんな諸団体によって、本当に地域の顔が見える化してきていると思います。反対に、この孤独・孤立は誰にでも起こり得る問題ではありますが、はたからは気づきにくい問題です。内面的なことでもあり、踏み込んでいきにくい問題だと思います。そうしたことから、日頃からの相談しやすい体制づくりや地域の支え合いが大変重要だと感じています。今後もこうした取組をさらに継続していただくことを期待して質問を終わり、次の質問に行きます。

続いて、身寄りのない高齢者へのサポートについて伺います。

本市においても高齢者の単独世帯の増加が見込ま

れる中、高齢者においても地域で安心・安全に暮らせるようにすることが重要です。個人個人が抱える問題も多様で、複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能にするには、それぞれの体制づくりの取組が不可欠です。そのためには、身寄りのない高齢者に対する体制の確立は喫緊の課題です。

以前、身寄りのない高齢者の方から相談を受けました。今はまだ元気で、判断能力はあるが、今後、心身ともに徐々に機能が衰えていくことが確実で、入退院の手続きや、また、自分の死後、葬儀やお墓などをどうしたらよいのかという内容でした。終活支援を行っている民間業者もあるとのことでしたが、安心面・費用面から依頼するにはためらいがあり、公でやってほしいという希望を持っておられました。

豊後高田市の第4期地域福祉計画では、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを基本理念とし、見守り体制の強化、権利擁護の推進を重点施策として掲げています。

そこで2点伺いをいたします。

1点目、身寄りのない高齢者への身元保証、日常生活支援、死後の事務サポート事業に関する行政の取組について。

2点目、身寄りのない高齢者の入院・入所時の身元保証に関する支援策について伺います。

○議長（阿部輝之君） 社会福祉課長、近藤保博君。

○社会福祉課長（近藤保博君） 身寄りのない高齢者のサポートについてのご質問にお答えいたします。

現在、本市においては、高齢者の総合相談窓口として、豊後高田市社会福祉協議会及び豊後高田市地域包括支援センターが市と連携して、生活や医療等に関する相談、成年後見制度といった権利擁護についてのサポートを行っております。

毛利議員ご指摘の身寄りのない高齢者などの身元保証、日常生活支援、死後事務等のサポート事業に特化した取組は行っておりませんが、これまで、身寄りがいないという事例が生じた場合には、地域包括支援センターや関係機関と市が連携し、自治委員さんや民生委員さんをはじめ、その方の関係者に聞き取りを行う中で、何とか親戚等を探し出し、支援につなげてきております。

また、成年後見制度についても、身上監護として、入院・入所の手続きなどもできるようになっておりますし、財産管理として、高齢者等本人の財産から入院・入所費用の支払いを行うなどの行為ができるようになっていますので、制度の活用を推進してお

ります。

ただ、こうした支援につなげるまでには時間がかかる場合がございますので、現在、国会において、頼れる身寄りのない高齢者への日常生活、入院等の手続、葬儀などの死後事務等の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置づけ、併せて相談体制等の整備を図る社会福祉法等の改正が議論をされております。単身世帯の増加や親族のつながりの希薄化などを背景に、頼れる身内のない高齢者が増加傾向にありまして、民間サービスを活用するには一定の費用がかかるため、資力がない人でも利用できるよう、無料や低料金での公的な支援体制を整えることを目的としております。

現時点におきまして、制度改正の詳細な内容は把握できておりませんが、今後、国における議論を注視しながら、必要な支援について関係機関も交え、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。

国でも第二種社会福祉事業に位置づけ、日常の手続から入院のサポート、そして、亡くなられた後の事務まで安心して任せられる仕組みづくりが進められているとのことですが、本市でもこうした国の動きに合わせながら、地域の実情に合った支援の形をできるところから、国の支援、国の政策を待つのではなく、また、他県でも、もう先進事例があります。ぜひ、できるところから前向きに検討していただければと願っております。

次の質問に行きます。

6点目、本市の介護士、介護支援専門員（ケアマネジャー）の課題と対策についてお伺いします。

全国的な課題となっている介護人材の不足、国の統計でも、2025年度約32万人、2040年度には約69万人の介護人材が不足するとされています。その背景には、高齢化が進むことで介護需要の増大、若手人口の減少、介護職の離職率の高さ、賃金格差など、複合的な要因が指摘されています。

本市は若手の流出も続き、介護人材の確保は、より深刻な課題となっています。市内の介護事務所からは、求人を出しても応募がない、離職者が出ると事業継続に影響する、ケアマネジャーが不足、担当件数が増え、負担が限界といった声が多く寄せられています。特に、ケアマネジャーは地域包括ケアの

中心であり、彼らがいなければ介護サービス全体が成り立ちません。本市の高齢者福祉を守るためにも、積極的な支援が必要だと考えます。

そこで3点お聞きいたします。

介護業界における人材の確保について。

2点目、本市の介護人材不足についての認識・現状について。

3点目、ケアマネジャーの処遇改善加算の上乗せなど独自の支援、補助制度の創設についてお伺いをします。

○議長（阿部輝之君） 保険年金課長、香園明臣君。

○保険年金課長（香園明臣君） 本市の介護士・介護支援専門員（ケアマネジャー）の課題と対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、介護人材の確保に対する本市の対策についてでございますが、介護保険は国において制度が定められておりますことから、本市では、介護人材不足解消のため、多業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、さらなる処遇改善等の措置を継続的に講じることなど、全国市長会を通じて国に要望を行っているところでございます。

また、本市独自の人材確保対策といたしまして、介護分野をはじめ、各種分野における人材確保に向けて、若者の地元就職促進を図るため、奨学金返済支援事業補助金や若年者就職支援補助金などを準備し、市内事業所への就職定着を後押ししているところでございます。このほかにも、平成30年2月に全国で初めて官民が連携した管理組合、B I C事業協同組合を立ち上げ、外国人材の受入れ環境整備などを積極的に推進しているところでございます。

次に、本市の介護人材不足についての認識についてでございますが、直近、令和8年4月のハローワーク宇佐管内の状況を見ますと、求人総数451人のうち、半数近くの209人が介護関係職種であり、市内でも継続的に介護職員等の募集が行われている状況が見受けられます。

全国的にも介護関係職種の有効求人倍率は依然として高い水準であり、2040年に向けて、高齢化のより一層の進行と現役世代の生産年齢人口の減少を迎える中、本市のみならず、全国的に共通する重要な課題であると認識いたしております。

こうした中、国においては、3年に1度の通常サイクルとなる来年度の介護報酬改定を待たずに、本年6月に前倒して介護職員の処遇改善を主とした臨時の報酬改定を実施する運びとなりました。

6月18日

具体的には、事業所が加算を取得することで、介護従事者を対象に月1万円、最大月1万9,000円の賃上げや、これまで対象外であった居宅介護支援等に処遇改善加算が新設されました。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が所属する市内の居宅介護支援事業所につきましては、地域包括支援センターを含め、7事業所の全てが本市への申請手続を終えているところでございます。また、現在、国会では、介護支援専門員（ケアマネジャー）の人材確保や負担軽減に向け、時間的・経済的負担の大きかった資格更新制度の抜本的な見直し等が盛り込まれた法案が審議されているところでございます。

次に、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する市独自の支援・補助制度の創設についてでございますが、本市といたしましては、先ほど申し上げました国の報酬改定や法律の今後の動向等を注視していきながら、大分県においても介護分野における人材確保のための各種取組が行われておりますので、まずは、これら国や県の制度の周知などに引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、介護支援専門員は、議員ご指摘のとおり、介護保険制度の円滑な運営のためには、欠くことのできない介護専門職種でございます。そのため、本市といたしましては、介護支援専門員の確保・定着のため処遇改善加算の対象に追加するなど、抜本的な処遇改善措置を講じること、また、介護支援専門員の確保・定着に向けて、資格取得要件や更新研修等を見直すなど、就業に係る環境の改善に向けた必要な措置を講じるよう、引き続き、全国市長会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（阿部輝之君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月25日まで休会とし、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、6月26日午前10時に再開し、各委員長長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、6月24日午後5時までに提

出願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでした
午後1時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 阿 部 輝 之

豊後高田市議会議員 野 崎 良

豊後高田市議会議員 在 永 恵